

求職者等に対するセクシュアルハラスメント防止に関する基本方針

令和8年9月1日

香川県農業共済組合

香川県農業共済組合（以下「組合」という。）は、求職者、インターンシップ参加者、職場見学者その他求職活動等を行う方々（以下「求職者等」という。）の人格と尊厳を尊重し、公正かつ適正な採用活動を実施します。

求職活動等に対するセクシュアルハラスメント（以下「求職者等セクハラ」という。）は、個人の尊厳を傷つけ、組合の社会的信用を失墜させる決して許されない行為です。

組合は、求職者等に対するハラスメントに対し、断固として容認しない姿勢で防止に努めるとともに、発生した場合は迅速かつ適切に対応します。

1. 求職者等セクハラの定義

求職者等セクハラとは、組合の役員または職員による性的な言動により、求職者等の求職活動等が阻害され、または人格・尊厳が害されることをいいます。同性に対する行為や、性的指向・性自認に関する言動も対象とします。

2. 求職者等セクハラに該当する禁止行為

次のような行為を禁止します。（以下の記載は例示であり、これらに限られるものではありません。）

- 性的な内容を含む発言、質問、冗談又は性的な情報の流布
- 容姿、身体的特徴、交際関係その他私生活に関する不適切な質問や発言
- 性別による固定的な役割分担意識に基づく発言
- 求職活動等に関連した不適切な食事、飲酒又は私的交際への誘い又は執拗な連絡
- 採用や選考への影響を示唆した性的な言動又は性的関係を求める言動
- 不必要な身体的接触
- 性的な言動への対応や拒否を理由として不利益な取扱いを示唆する行為
- その他、求職者等に不快感、不安又は精神的苦痛を与える性的な言動

3. 組合の取組

組合は、求職者等セクハラ防止および適切な対応のため、次の取組を行います。

- 採用選考においては、応募者本人の適性及び能力に基づく公正な選考を行い、本籍地、出生地、家族構成、生活環境、宗教、支持政党、思想・信条等の本人の適性・能力と関係のない事項を把握せず、これらを採否の判断要素としません。
- 本方針を役員、職員及び求職者等へ周知します。
- 役員及び職員に対し必要な教育・研修を実施します。
- 求職者等からの相談や苦情に対応する窓口を設置します。
- 相談があった場合は、プライバシーに配慮し、迅速かつ適切に事実確認および対応を行います。
- 求職者等セクハラに該当する行為が確認された場合は、関係規程に基づき厳正に対処します。
- 相談や事実確認への協力を理由として不利益な取扱いを行いません。
- 再発防止に向けた必要な措置を講じます。

4. 相談窓口

求職者等からの相談・苦情については、次の窓口で受け付けます。相談内容及び相談者のプライバシーは適切に保護します。

【相談窓口】 NOSAI 香川 本所 総務課 又は 監査室 ☎ : 087-888-2121（代表）

※相談者の希望に応じて、女性職員による相談対応を行います。